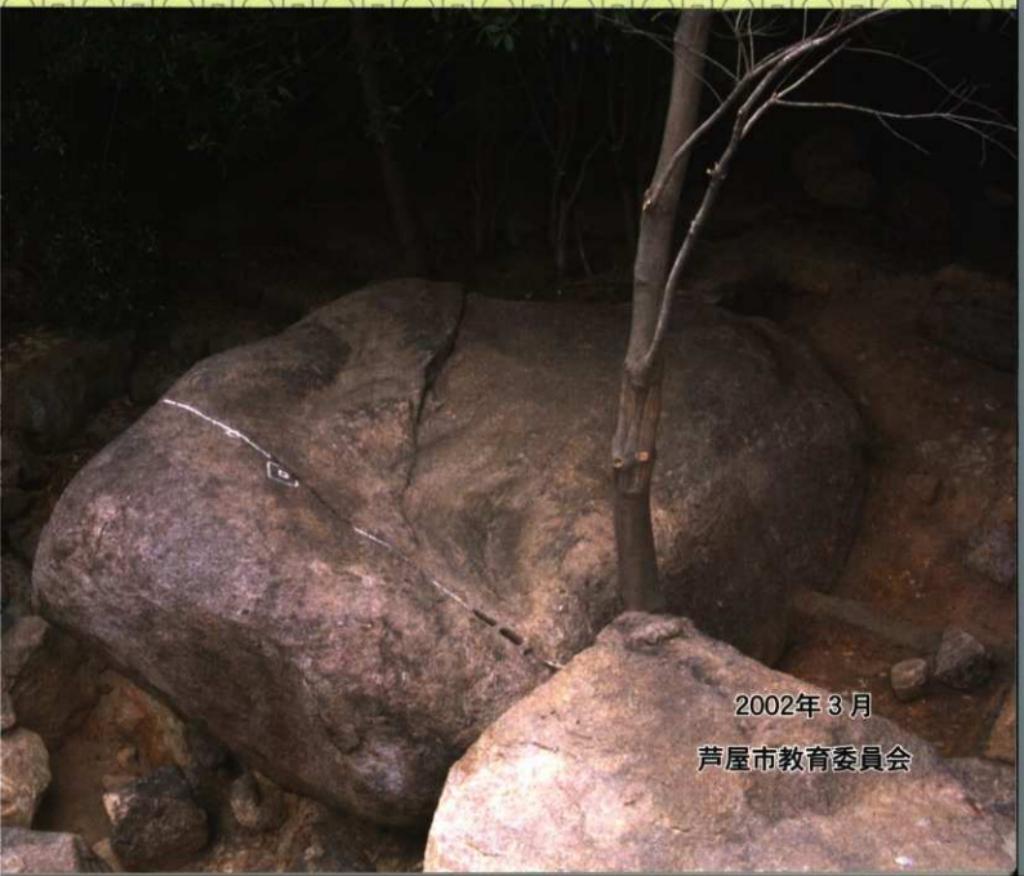


平成13年度国庫補助事業

徳川大坂城東六甲採石場Ⅱ

# 岩ヶ平刻印群(第11次)発掘調査報告書



2002年3月

芦屋市教育委員会

平成13年度国庫補助事業  
徳川大坂城東六甲採石場Ⅱ  
岩ヶ平刻印群（第11次）発掘調査報告書

2002年3月

芦屋市教育委員会

## 序

芦屋の山中に入れると、 $\odot$ ・ $\textcircled{1}$ ・ $\textcircled{O}$ ・ $\triangle$ など色々なマークが刻み込まれた花崗岩の巨石が目立ちます。今から380年前に再築された徳川家の大坂城の石垣に用いられるはずだった石と聞いて、二つの驚きを禁じ得ません。

一つは、天下の大坂城と言えば、豊臣秀吉の築城したお城で、徳川氏の存在など想像だにできなかったこと。いま一つは、なぜ芦屋の地から石材を多く運んだのか。疑問はつきません。

聞くところによれば、こうした築城石と採石場の調査は、主として民間の研究者によって昭和40年代から30年以上行われてきたといいます。息の長い学術的な調査ですが、昨今は貴重な埋蔵文化財として認識され、本市教育委員会が主体となって住宅地の開発や道路工事などでも事前に入念な調査がなされているようです。

本書に収載された調査記録もその一つであり、歴史資料としても価値の高い刻印石が見つかっています。関係者の努力により、ここにその成果の一端が上梓できたことを喜び、序にかえたいと思います。

平成14年3月31日

芦屋市教育長 三浦 清

## 例　　言

1. 本書は、芦屋市教育委員会が平成13年度国庫補助事業として実施した埋蔵文化財緊急発掘調査のうち、徳川大坂城東六甲採石場岩ヶ平刻印群（第11次）調査の発掘調査報告書である。
2. 調査対象遺跡は、近世初頭（1620年代）の徳川幕府による大坂城再築に関わる採石場、「徳川大坂城東六甲採石場」のうち、「岩ヶ平刻印群」に属する芦屋市六龍荘町74番地1・4に所在する一群である。
3. 発掘調査は芦屋市教育委員会を調査主体とし、担当者として森岡秀人（芦屋市教育委員会文化財課係長）、および古川久雄（摂陽文化財調査研究所所長）が事にあつた。調査事務については森岡が主として当たり、国庫補助金に関わる事務は、森岡と長岡一美（文化財課庶務担当）が行った。
4. 発掘調査にあたっては、森岡秀人の指示・指導下、主として古川久雄が担当し、補助員として荒木由美子・木ノ下淳美・門田諭佳の参加を得た。また、資料整理・報告書作成には、調査担当者・補助員のほか須藤歩の協力があった。
5. 本書の執筆は森岡・古川が担当し、目次および各文末に分担を表記した。
6. 本書の編集は古川が主に担当し、森岡の協力を得た。

### 調査組織（調査当時）

芦屋市教育委員会	社会教育部文化財課
教育長	三浦清
社会教育部長	小治英男
文化財課長	西川孝夫
文化財係長	森岡秀人（学芸員・本発掘調査担当）
文化財係員	長岡一美（庶務）
文化財係員	竹村忠洋（学芸員・確認調査担当）
文化財協力者	古川久雄（本発掘調査担当）

# 目 次

## 序 文

## 例 言

I.はじめに .....	(森岡秀人) .....	1
II.調査に至る経過 .....	(森岡) .....	4
III.徳川大坂城東六甲採石場と岩ヶ平刻印群 .....	(古川久雄) .....	6
IV.調査成果 .....	(古川) .....	16
1.調査の方法と経過 .....	16	
2.地形測量調査の結果 .....	19	
3.発掘調査の結果 .....	19	
①I区 .....	19	
②II区 .....	19	
③III区 .....	24	
4.刻印石記録調査 .....	24	
①刻印石1 (岩ヶ平刻印群No.19) .....	24	
②刻印石2 (岩ヶ平刻印群No.62) .....	26	
V.まとめ .....	(森岡・古川) .....	28
参考文献一覧 .....	31	

## 写真図版

## あとがき

大阪城の「阪」文字は、歴史的用語として「坂」に統一を図った。

## 報告書抄録

ふりがな	とくがわおおさかじょうひがしろこうさいせきばⅡ いわがひらこくいんぐん(だい11じ) はっくつちょうさほうこくしょ							
書名	徳川大坂城東六甲採石場Ⅱ 岩ヶ平刻印群（第11次）発掘調査報告書							
副書名	平成13年度 国庫補助事業							
巻次								
シリーズ名	芦屋市文化財調査報告							
シリーズ番号	第42集							
編著者名	森岡秀人 古川久雄							
編集機関	芦屋市教育委員会 文化財課							
所在地	〒659-8501 兵庫県芦屋市精道町7番6号 TEL 0797-31-9066							
発行年月日	2002年(平成14年)3月31日							
所収遺跡名	所在地	コード		北緯	東經	調査期間	調査面積	調査原因
		市町村	調査番号					
徳川大坂城 東六甲採石場 岩ヶ平刻印群 (第11次)	兵庫県 芦屋市 六麓荘町 74番地1-4	28206	T 1 11	34度 45分3秒	135度 18分38秒	2001年 4月16日 ～6月22日	地形測量 627m <sup>2</sup> 発掘調査 140m <sup>2</sup>	個人住宅 建設
所収遺跡名	種別	主な時代	主な遺構	主な遺物		特記事項		
徳川大坂城 東六甲採石場 岩ヶ平刻印群 (第11次)	生産遺跡 採石場跡	江戸時代 明治時代	石材採掘坑	刻印石 割石		若狭小浜藩京極家と 因伯鳥取藩池田家の 刻印石を検出		



第1図 芦屋市位置図

## I. はじめに

東西 2.5 km、南北 8.3 km、面積 18.57 km<sup>2</sup>、人口 86,081 人の小都市である芦屋市には、市域の狭さにかかわらず、数多くの埋蔵文化財が包蔵かつ周知されている。集落跡・水田跡・官衙跡・古墳・城砦跡など『文化財保護法』の中で馴染み深い種類の遺跡が他の自治体同様、多様な存在形態で市内各所に所在している。その保護行政については、既に昭和 20 年代後半にスタートを切っており、阪神間でも最も先駆けをなすものとして評価されている。この中でとくに異彩を放つののが徳川大坂城の採石地の存在であろう。芦屋市から西宮市にかけて広がる表六甲山系一帯で知られるこの採石地は、元和 6 年(1620)、徳川秀忠により始められた大坂城修復工事に伴い、石垣の用材として大量の六甲花崗岩が採石の対象となったことにより形成をみたのである。その歴史的経緯並びに採石場の実態については、第Ⅲ章にて詳しくふれるので、ここでは割愛するが、こうした近世城郭の石垣を地理的、地質的条件により供給した採石地が埋蔵文化財包蔵地の範疇に位置づけられ、市域全体で保護の手が差しのべられているのは、全国的にみても数少なく、県下並びに本市の文化財保護行政の中でも他地域、周辺自治体に誇れる要素の一つであろう。

周知のとおり、徳川幕府が再築した大坂城は、豊臣秀吉が天正 11 年(1583)に築城に着手した初期の大坂城とは異なり、城郭の土台とも言うべき石垣から新装となった天下普請で、今日、現存する大坂城の外観の大半をなすものである。豊臣大坂城とは築城手法も土木工法・施工面積も大きく異なっており、自然石の石垣を用いず、割石を使用して石垣壁面を構成している点に最大の違いを有している。この点をまず記し、誤解のないようにしたい。

六甲山系一帯の徳川大坂城の採石場は、神戸市東灘区の東端から芦屋市、西宮市の仁川右岸までに至る東西約 6.5km の広さの山塊・丘陵におよび、市内芦の芽グループなどの調査によつて現在、「徳川大坂城東六甲採石場」と呼ばれている。これらの調査は、昭和 43 年の奥山刻印群発見以来、専ら民間研究団体や、個人研究者によって行われてきた長い経緯があり、その間、それらの分布に関するおよその把握とそれに基づいた優れた研究成果が発表されている〔藤井 1970・81・82、藤川 1972・79・80・82・91、古川 1992・93・98、森岡・古川 1992〕。調査の蓄積が天下の大坂城の歴史と密接不離な関係を保つこと言うまでもないことであり、その調査・研究が今日なお地道に継続されている点は評価されるべきものである。

一方、行政的には、市教育委員会がこれらの調査活動を昭和 40 年代以降、支援してきているものの、主体的に芦屋市の調査活動の一環に組み入れたのは、昭和 54 年に実施された城山・奥山地区の遺跡分布調査からであり、その成果は埋蔵文化財包蔵地台帳にも登載され、地下に埋もれていることの多い一般遺跡と同等に埋蔵文化財包蔵地図にも掲載、公刊された〔森岡編 1980〕。この時点で、初めて刻印石や矢穴石、割石などが分布する近世の採石場が埋蔵文化財として認識されるようになったといえ、格段の前進があつたが、通常の埋蔵文化財のよう

に事前調査を中心とする保護の手続きがとられる機会は、こと発掘調査の実施という観点に照らせば、まだまだ十分ではなかった。

しかし、包蔵地分布地図での扱いについては、昭和 60 年代に入ってからも刷新され、ほぼ全市的な範囲でその掌握がなされるに至った〔森岡 編 1988〕。分布地図については、その後も芦の芽グループや古川久雄氏の全面的な協力を得、新発見のデータを加えつつ、数年おきに更新してきており、遅ればせながら啓発にも努めている〔森岡・和田・白谷 編 1993、森岡・竹村 編 2001〕。

本採石場の採石造構に関する発掘調査の実施を学史的にながめてみれば、八十塚古墳群の岩ヶ平支群第10号墳の確認発掘に伴う例が初見であり、自然石から直方体の調整石を割り取った端石および採掘坑や作業ピットを付随的に発掘し、記録にとどめている〔古川 編 1990〕。

この調査は、採石作業の具体的な造構を発掘調査の手段によりはじめて検出したものであり、遺跡としての新たな認識を関係者に惹起させる契機をなしたといえる。報告書の中で古川久雄氏は、「今後、この六麓荘・岩ヶ平周辺での発掘調査の際には、このような採石造構の存在にも十分留意し、埋蔵文化財の視野に入れていく必要がある。」と指摘しているが、すでにその 10 年前から包蔵地分布地図に登載されるようになったにもかかわらず、当時は、採石場のみの単独遺跡では、個人住宅の開発行為に直面した場合でも、国庫補助事業の対象にもならない現状があった。しかし、昭和 63 年から平成 4 年にかけては、個人住宅建設に先だつ現状確認調査や工事立会調査で刻印石等の検出される例が増加し、関係者の間で採石場発掘調査に向けての気運が高まっていた〔森岡・古川 1989、和田 1993a・b〕。

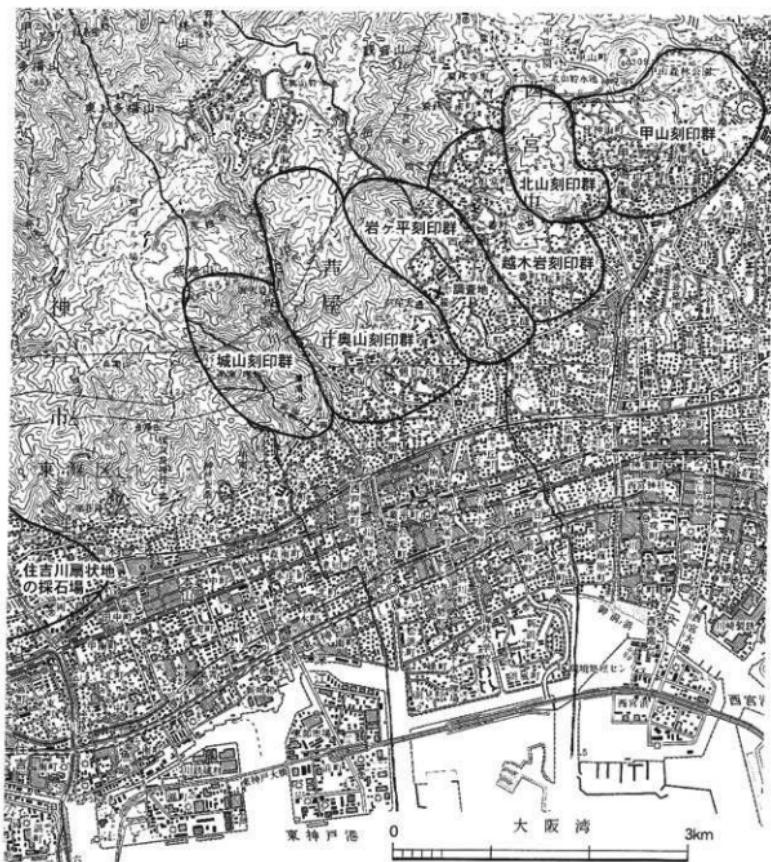
市街地で採石造構が高密度に存在する岩ヶ平地区において初めて国庫補助対象となった採石造構の調査は、六麓荘町 94 番地における八十塚古墳群の調査であった。平成 5 年 7 ~ 8 月に実施したこの調査（岩ヶ平刻印群第 6 次調査）では、古墳の確認調査と並行して初めて能動的に採石場の発掘調査を行い、刻印石・矢穴石などの分布と石材採掘坑・残材廃棄土坑などの造構の記録保存に努めるとともに、調査報告書を刊行した〔森岡・白谷 編 1994〕。

したがって、徳川大阪城東六甲採石場に対する本格的な発掘調査は、同じく平成 5 年 9 ~ 10 月の芦屋市墓園拡張工事に伴う事前調査からであり、この段階で初めて採石造構と刻印石・矢穴石のみを対象とした記録保存と移築保存を前提とした発掘調査を実施した。調査面積も僅少で十分な調査とは言い難いものであったが、採石場の歴史的価値を引き出すに基礎をなす資料を提示し得たと考える〔森岡 編 1998〕。また、これらの成果が基礎となって、平成 8 年以降になると、こうした採石場に対する評価も埋蔵文化財の概念で理解される方向で定着し、個人住宅建設などの開発に際しては、国庫補助事業が適用されるようになった。この数年間に実施された補助金事業の調査では、予想だにしなかった人名刻印の「伊木三十郎」の連続的な検出、その他石材確保に伴う諸種の採掘坑や石材調達行程の実態が次々と判明し、大きな成果がもたらされている。

今回実施した国光邸建設に伴う発掘調査も、こうした経緯の延長線上において実施されたも

のであるが、昨今は社会情勢の著しい変化に伴い、埋蔵文化財の価値基準や保護基準も流動的にならざるを得ず、県下の各種開発事業に伴う埋蔵文化財発掘調査等の取り扱い基準についても、その対象範囲が原則的には中世末までとする方向性とマニュアルが打ち出されている〔兵庫県教委 2000〕。

こうした情勢の下、探石場に関する調査も一つのけじめが要請されつつあるが、本市では他地域では類例が著しく乏しい近世城郭の石垣用石材探石地としての希少価値に加え、芦屋という当地域固有の歴史を解明する上に欠くことのできない「生産に関わる遺跡」として積極的に保護の対象としていく方針を打ち出し、その特性の理解と啓発に努力している。(森岡秀人)



第2図 徳川大坂城東六甲採石場と各刻印群の採石領域 (1/50,000)

## II. 調査に至る経過

兵庫県芦屋市六龍荘町 74 番地 1・4（地名地番、住居表示は 15-5）の当該地において、文化財保護法第 57 条の 2 第 1 項に基づく埋蔵文化財発掘届出書が、地権者国光浩三氏により本市教育委員会文化財課に提出されたのは、平成 12 年 12 月 21 日の年の瀬も押し迫った頃のことであった。届出書類は、平成 13 年 1 月 25 日付（文書番号、芦教文第 163 号）、市教育長から兵庫県教育長に進呈されたが、敷地面積 627.44 m<sup>2</sup> を測る当該地での開発計画は、専用住宅を用途とし、計画構造は鉄筋コンクリート造の地上 2 階、地下 2 階建、1 棟の建物を新築する計画であり、建築部分の面積は 173.22 m<sup>2</sup> を測る。

本市教育委員会文化財課では、当該地が周知の埋蔵文化財包蔵地である徳川大坂城東六甲採石場岩ヶ平刻印群の分布範囲内に入ることを確認した後、掘削深度が 445cm 全面におよぶたため、埋蔵文化財の損壊を招く公算がきわめて高いと判断し、工事着工に先立ち、平成 13 年 1 月 23 日、文化財課の竹村忠洋学芸員を担当者として確認調査を実施した。

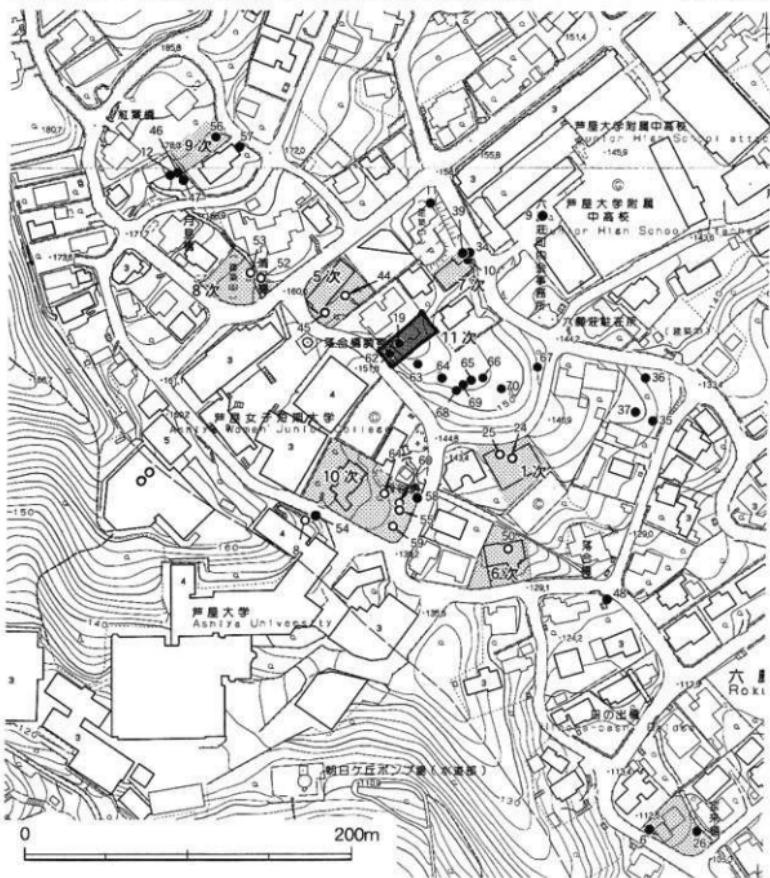
その結果、刻印 1 カ所と矢穴列の認められる巨岩 1 石を検出し、周辺一帯にも採石関連の遺構並びに石材がありうるとの所見を出した。刻印を持つ巨岩は敷地中央部に認められ、花崗岩巨石には刻印「回」と矢穴列の存在を確認。刻印石自体は上端が露出するのみで、大半は地中に没していること、南西側では斜面域にかかり、石の底まで露出していることなどが判明した〔竹村・森岡 2001〕。確認は一部におよんだものであり、敷地全体になお未確認の採掘構造や調整石、刻印石などの検出が予想されたため、平成 13 年 1 月 25 日、工事損壊部分の記録保存を中心とする事前調査が必要の旨、原因者に打診した。なお、この確認調査で検出した刻印「回」は、既に芦の芽グループの分布調査により把握されていた岩ヶ平刻印群 No.19 刻印石の再確認ということがその後の調べで判明している。

1 月 25 日の協議では、地権者側から同年 2 月 1 日着工、10 月竣工の予定で、年内入居の計画になっている点が明らかとなり、事前調査の緊急度の高さが論議されたが、教育委員会文化財課の方でも緊急発掘調査の予定が 3 月末まで手詰まりの状態であって、日程調整などが難しい点を返答した。

その後、文化財課内部においても日程協議を行い、当該地が専ら採石場の単独調査になることが重視され、専門性からみて徳川大坂城関係採石場の調査・研究を昭和 40 年代から継続している古川久雄氏（揖陽文化財調査研究所）に調査担当を依頼する方針を固めた。これを受け、2 月 12 日、同所に係長森岡が赴き、国光邸発掘調査計画を調整の上、依頼した。古川氏が調査を担当する方向で打ち合わせが進んだため、3 月 11 日にはさらに細部について協議を行い、国庫補助事業の調査体制が取り得るか否かを調整し、調査期間や報告書の刊行などについて一定の方向性を出した。この調整結果と芦屋市の調査方針については、兵庫県教育委員会文化財行政室にも打診し、国庫補助事業として成立させるための要件など細部にわたって指導を受けた。

その結果、発掘調査自体は担当者を古川氏と森岡係長の2名併任とし、現地調査は森岡の指導下、専ら専門性の発揮できる古川氏が主として当たる方針が打ち出された。これを受け、3月29日午前、地権者代理の明石土建工業㈱の田原・田村氏と文化財課とで、①調査事務所の問題。②調査前の樹木の伐採。③発掘残土処理。④重機の乗り入れなどの件について協議、調整した。一方、4月9日には、担当の古川氏より調査担当者になるに当たっての諸々の条件整備について調整点が出されるとともに、確認調査終了報告書を参考資料として提供した。

平成13年4月11日、年度も改まり、今回の発掘調査の計画に関する詳細な打ち合わせを担当者間で行い、発掘調査は平成13年4月16日より開始された。  
(森岡秀人)



第3図 調査地周辺の刻印石分布と既往調査地点 (1/3,000)

### III. 德川大坂城東六甲採石場と岩ヶ平刻印群

**徳川幕府による大坂城再築と石垣石** 今日私達が見ることのできる大坂城は、1章でふれたように、慶長20年(1615)の大坂夏の陣の後に徳川幕府が全面的再築を行ったものである。豊臣秀吉の大坂城は、少なくとも現在地上に残る堀や石垣などの遺構には見ることができず、発掘調査によって地下遺構として検出されるにすぎない。その徳川幕府による再築工事は、家康没後の元和6年(1620)に始まって、寛永元年(1624)・寛永5年(1628)の三期にわたり、西国の大小64家の大名が参加するいわゆる「天下普請」で実施された。つまり、石垣工事について言えば、幕府の普請奉行から割り当てられた担当丁場については、石材の確保・採石・運搬から築造工事に至るまで、それぞれの藩の負担と責任で進められたわけである。

その石垣が、まさに現存する巨大な大坂城の石垣なのであるが、長年この大坂城石垣の刻印調査を続けておられる藤井重大氏によると、使用された二百万個とも四百万個とも推定される石材の半分以上は六甲山系のもの(六甲花崗岩・御影石)であろうといわれる。つまり、現存石垣の調査結果からみれば、大坂城石垣石の供給地として著名な小豆島をはじめとする瀬戸内の島々を押さえて、実は六甲が最大の石材供給地であったと考えられる。

**徳川大坂城東六甲採石場** この六甲山系のうち、主要な石材採取地となったのは、東半分にあたる西宮市・芦屋市・神戸市東灘区の地域で、昭和43年(1968)以来の芦の芽グループの調査によって具体的な状況が明らかになりつつあるとともに、藤川祐作氏により「徳川大坂城東六甲採石場」として整理されている〔藤川1980・1982・1985a〕。

採石場の状況は、西宮・芦屋市域の山中～山麓部では、東から甲山・北山・越木岩・岩ヶ平・奥山・城山の六つの刻印群に分かれ(第2図)、多数の藩が大規模に採石した様子を窺うことができる。今回調査対象とした岩ヶ平刻印群以外で、検出刻印から採石大名が明らかなものを挙げると、西宮市域の甲山刻印群C・D地区で○を代表刻印とする肥前平戸藩松浦家〔藤川1985a〕、北山刻印群では□を使用する筑後久留米藩有馬家、越木岩刻印群では△を代表とする備中松山藩池田家と○の出雲松江藩堀尾家がある〔藤川1990〕。

芦屋市域では、奥山刻印群のA～J・L地区で○□△△△○等多様な刻印を使用する越前福井藩松平家の広大な採石場〔藤川1972・1980〕があり、特に標高400～460mの山頂尾根筋を占めるA～D地区では生々しい採石痕跡を残している。また奥山刻印群K地区では、ほぼ○の刻印に限定される長州藩毛利家の採石場〔森岡編1998〕があり、その西側では肥前大村藩大村家の△の刻印も見つかっている。芦屋川を隔てた西側の城山刻印群では、日向佐土原藩島津家の⊕と豊後臼杵藩・丹波福知山藩の両稻葉家が使用した(三)が知られている。

さらに西の神戸市東灘区では、中世以来の御影石採石地と考えられる住吉川扇状地で、大坂城再築時も大規模な採石が行われたと推定され、郡家遺跡の発掘調査などで採石遺構とみられる土坑や矢穴石・割石も検出されているが、刻印は松江藩堀尾家の○と岩見浜田藩古田家の



第4図 岩ヶ平刻印群の刻印石分布 (1/7,500)

第1表 岩ヶ平刻印群 刻印石一覧表

※刻印欄の破線は別面を意味する。(2001年12月)

番号	刻印	所在地 ( )は旧所在地	刻印寸法 横×縦 cm	石材種	刻印面	現状・所見
1		(芦屋市岩園町 104 番地)	30×27.5	自然石	自然面	芦屋市立美術博物館に移設展示。
2		芦屋市岩園町 24 番地	22×9.5	割石	割面	山林内に原状保存。
3		(芦屋市岩園町 52-53 番地)	23×21	自然石	自然面	芦屋市立岩園小学校に移設保存。
4		芦屋市岩園町 45 番地		自然石	自然面	マンション建設により消滅。
5		芦屋市岩園町 45 番地		自然石	自然面	マンション建設により消滅。
6		芦屋市六龍荘町 142 番地	28×29	割石	割面	国際ホテル(現芦屋大学)建設に伴い発見。現地に移設。
7		芦屋市六龍荘町 115 番地		自然石	自然面	住宅建設に伴い消滅。
8		芦屋市六龍荘町 188 番地	29×24.5	調整石	自然面	芦屋大学構内。石垣に転用。
9		芦屋市六龍荘町 60 番地		自然石	自然面	芦屋学園中高部構内。石垣に転用。
10		芦屋市六龍荘町 77 番地	38×36	自然石	自然面	個人邸、門前に移設保存。
11		芦屋市六龍荘町 76 番地	32×33	自然石	自然面	個人邸、車庫横の石垣に転用。
12		芦屋市六龍荘町 28 番地	28×28	自然石	自然面	個人邸(空家)内。
13		芦屋市六龍荘町 7 番地		矢穴石	自然面	個人邸内に現地保存。
14		西宮市苦楽園五番町2	18×16 18×17	自然石	自然面	山林内に原状保存。
15		西宮市苦楽園五番町2		自然石	自然面	マンション建設に伴い消滅。
16		西宮市苦楽園五番町2	19×17	自然石	自然面	山林内に原状保存。
17		西宮市苦楽園五番町2	32×32	自然石	自然面	児童公園内に移設保存。
18		西宮市苦楽園五番町2	22×22	自然石	自然面	児童公園内に移設保存。
19		芦屋市六龍荘町 74 番地	14×14.5 20×21 5×5.5	矢穴石	自然面	個人邸の建設に伴い発掘調査。邸内に原状保存。本報告。
20		芦屋市字剣谷		割石	自然面	堰堤築造工事に伴い消滅。
21		芦屋市字剣谷		割石	自然面	水源地帯の山林内に原状保存。
22		西宮市苦楽園四番町4	21×23	自然石	自然面	芦屋学園中高部構内。
23		西宮市苦楽園四番町7	21×23	割石	自然面	道路沿いの石垣に転用。
24		芦屋市六龍荘町 99 番地		調整石	自然面	住宅建設に伴い埋没。
25		(芦屋市六龍荘町 99 番地)	28×28	自然石	自然面	芦屋市立美術博物館に移設保存。
26		芦屋市六龍荘町 142 番地	25×25	割石	割面	国際ホテル(現芦屋大学)建設に伴い発見。現地に移設。
27		芦屋市六龍荘町 113 番地	18×17 20×18	自然石	自然面	個人邸内に保存。現状未確認。

28		芦屋市六麓荘町 113 番地	30 × 15	自然石	自然面	個人邸内に保存。現状未確認。
29		芦屋市六麓荘町 113 番地	17 × 17	自然石	自然面	個人邸内に保存。現状未確認。
30		芦屋市六麓荘町 121 番地	32 × 14	割 石	自然面	宅地造成地内に移設保存。
31		(芦屋市六麓荘町 121 番地)	27 × 29 27 × 20 37 × 16	自然石	自然面	同一面に 3 刻印。○の内部不明。 宅地造成に伴い消滅。
32		芦屋市六麓荘町 2 段地	18 × 21	自然石	自然面	個人邸内に保存。小説明板あり。
33		芦屋市六麓荘町 2 番地	23 × 21 19 × 18	割 石	自然面	個人邸内に保存。小説明板あり。
34		芦屋市六麓荘町 76 番地	32 × 55	自然石	自然面	個人邸。車庫横に移設保存。
35		芦屋市六麓荘町 101 番地	27 × 41	自然石	自然面	空地(山林)に原状保存。
36		芦屋市六麓荘町 101 番地	28 × 46	自然石	自然面	空地(山林)に原状保存。
37		芦屋市六麓荘町 101 番地	23 × 36 11 × 16	自然石	自然面	空地(山林)に原状保存。
38		西宮市苦楽園五番町 2	13 × 13 18 × 20	自然石	自然面	山林内に原状保存。
39		芦屋市六麓荘町 76 番地	17 × 39	自然石	自然面	個人邸。断削の上、車庫横に移設。
40		芦屋市六麓荘町 121 番地	9 × 20	自然石	自然面	宅地造成地内に移設保存。
41		芦屋市六麓荘町 170 番地	20 × 25	自然石	自然面	個人邸内に保存。現状未確認。
42		芦屋市字劍谷		自然石	自然面	水源地裏の山林内に原状保存。
43		芦屋市字劍谷		自然石	自然面	水源地裏の山林内に原状保存。
44		芦屋市六麓荘町 79 番地	20 × 21	自然石	自然面	個人邸内に保存。現状未確認。
45		芦屋市六麓荘町 79 番地	22 × 22	自然石	自然面	個人邸内に保存。現状未確認。
46		芦屋市六麓荘町 28 番地	25 × 58	自然石	自然面	個人邸(空家)内。№ 12 の横。
47		芦屋市六麓荘町 28 番地	(28 × 28)	自然石	自然面	個人邸(空家)内。
48		芦屋市六麓荘町 131 番地	31 × 32	自然石	自然面	個人邸門横に設置。
49		芦屋市字劍谷		割 石	自然面	水源地裏の山林内に原状保存。
50		芦屋市六麓荘町 94 番地	7 × 8	割 石	自然面	個人邸建設に伴う発掘調査で検出。
51		芦屋市岩園町 32 番地	27 × 26	自然石	自然面	小割りの上、石祠の屋根石に転用。
52		(芦屋市六麓荘町 40 番地)	24 × 23 15 × 14	矢穴石	自然面	個人邸建設に伴う発掘調査で検出。断削の上、春日町公園に移転保存。
53		(芦屋市六麓荘町 40 番地)	25 × (25) 33 × 9	矢穴石	自然面	個人邸建設に伴う発掘調査で検出。断削の上、春日町公園に移転保存。
54		(芦屋市六麓荘町 83 番地)	28.5 × 28	調整石	割 面	芦屋学園サブグランド建設に伴い移設。
55		芦屋市六麓荘町 83 番地	19 × 13	割 石	自然面	芦屋学園サブグランド建設に伴い埋没。
56		芦屋市六麓荘町 24 番地	26 × 44 35 × 33	自然石	自然面	個人邸建設に伴う調査で検出。同一面に 2 刻印。

57		芦屋市六麓荘町 24 番地		自然石	自然面	巨石。個人邸門横に原状保存。
58		芦屋市六麓荘町 83 番地	33 × 33	調整石	割面	芦屋学園サブグランド建設に伴い移設。
59		芦屋市六麓荘町 83 番地	9 × 9	矢穴石	自然面	芦屋学園サブグランド建設に伴い埋没。
60		芦屋市六麓荘町 83 番地	19 × 13	自然石	自然面	芦屋学園サブグランド建設に伴い埋没。
61		芦屋市六麓荘町 83 番地	13 × 6	自然石	自然面	芦屋学園サブグランド建設に伴い埋没。
62		芦屋市六麓荘町 74 番地	11 × 9.5	割石	自然面	個人邸建設に伴う調査で検出。
63		芦屋市六麓荘町 74 番地	12 × 11.5	矢穴石	自然面	山林内に原状保存。
64		芦屋市六麓荘町 72 番地	13 × 13 20.5 × 22	自然石	自然面	山林内に原状保存。
65		芦屋市六麓荘町 72 番地	18 × 37.5	自然石	自然面	山林内に原状保存。
66		芦屋市六麓荘町 72 番地	24 × 23.5	自然石	自然面	山林内に原状保存。
67		芦屋市六麓荘町 72 番地	24 × 58.5	自然石	自然面	山林内に原状保存。
68		芦屋市六麓荘町 72 番地	27 × 25	自然石	自然面	山林内に原状保存。
69		芦屋市六麓荘町 72 番地	6 × 6 15 × 14	自然石	自然面	山林内に原状保存。
70		芦屋市六麓荘町 72 番地	12 × 42	自然石	自然面	山林内に原状保存。

ものと考えられる( )がわずかに見いだされるのみである〔藤川 1985b〕。

**岩ヶ平刻印群と採石大名** 今回調査を実施した岩ヶ平刻印群は、東の越木岩刻印群と西の奥山刻印群に挟まれ、奥山山塊の南東麓から苦楽園・六麓荘・岩ヶ平の台地上を占め、標高は 60 ~ 250 m を測る。奥山刻印群や甲山刻印群などと比べると比較的地形変化の少ない緩斜面地で、大阪層群上に数万年前以降に堆積した段丘礫層中の花崗岩礫を探掘する方式で採石され、地形変化の少ない緩斜面であることから、石材の搬出も比較的容易だったと思われる。

現状は、昭和初年から行われた六麓荘の宅地開発により、広大な邸宅が建ち並ぶ閑静な住宅街が大半を占めているが、自然地形を庭園に取り入れる開発方式が多いことから、未開発区画の山林のみならず宅地再開発に伴って旧庭内に刻印石や関係石材が検出されることも多く、昭和 40 年代から今日までの調査で 70 個の刻印石が確認されている(第 1 表)。

特に注目すべきは、平成 2 年(1990)に検出された「伊木三十郎」の人名刻印で、微妙な表記の変化はあるものの、多くは「伊木三十郎」「石ば」「ニシノ宮内」と三行の文字が刻まれ、現在 11 個が確認されている。伊木三十郎は、因伯鳥取藩池田家の筆頭家老で三万石を知行した倉吉城主伊木忠貞の幼名ということが判明しており、鳥取藩がこの地で採石したことを明瞭に示す資料である〔古川 1992〕。

第2表 芦屋市教育委員会による徳川大坂城東六甲採石場岩ヶ平刻印群 現状・確認・立会・発掘調査一覧

(2001.12.)

調査次	調査期間	調査地点	刻印番号 (刻印種)	調査所見	保存対策と現状	文献
		担当者(協力者)				
1	1984.6	六麓荘町 99番地 森岡秀人	24 ④ 八 25 ④	八十塚 I 43号墳確認調査の際刻印石検出、24は埋没	25は現在芦屋市立美術博物館に屋外展示	⑥ ⑫
	1988. 2~3	岩園町 41番地 森岡秀人・(古川久雄)	刻印石なし	八十塚 I 10号墳の損壊状況確認調査に伴い、トレンチ断面で採掘坑検出	原状埋没保存	⑦
	1988	六麓荘町 142番地 和田秀寿・(古川久雄)	6 ④ 26 □	26は埋蔵文化財立会調査の際刻印石検出	両刻印とも底面に原状保存	⑥ ⑫
	1989	六麓荘町 170番地 森岡秀人・和田秀寿	41 ⑨	八十塚古墳群確認調査の際刻印石検出	底面に原状保存 現状未確認	⑫
2	1989	六麓荘町 113番地1・2 (高田邸) 和田秀寿・(古川久雄)	27 ★ □ 28 ↗ 29 □	埋蔵文化財立会調査で刻印石検出	27・28は原状保存、29は移設現地保存現状未確認	(1) ⑫
3	1990.11~ 1991.1	六麓荘町 120・121番地 和田秀寿・(古川久雄)	30 ↗ 40 王 31 ○□↗	八十塚 I 50号墳の周辺地形測量調査に伴う地表観察で石材採掘坑確認	31は工事に伴い破棄 30・40は現地保存	⑥ ⑫
4	1992.7	六麓荘町 2番地 和田秀寿・(古川久雄)	32 ↗ 33 ↗ ◇	埋蔵文化財立会調査で検出	底面に移設現地保存 現状確認済	(3) ⑫
5	1992. 9~10	六麓荘町 79番地 (箕谷) 和田秀寿・(古川久雄)	44 ⊖ 45 ④	埋蔵文化財立会調査で刻印石検出	底面に移設現地保存 現状未確認	(2) ⑫
6	1993. 7~8	六麓荘町 94番地 森岡秀人	50 □	最初の採石場発掘調査、関係石材多數、石材採掘坑も検出	調査後、消滅	(4) ⑪ (12) ⑬
7	1997. 6~7	六麓荘町 76番地4 (真鍋邸) 森岡秀人・竹村忠洋	10 ⊖ 34 集 39 集	敷地内に刻印石3個、伊木刻印の34は長径5.8mの自然石、採掘坑なし	39は刻印部分を分割 前面道路沿へ移設保存	(5) ⑨ (12)
8	1997. 7~8	六麓荘町 39番地1 (比星根邸) 森岡秀人・竹村忠洋	52 △/△ 53 ↗ ④	刻印石は共に矢穴石。一石2刻印、他に関係石材8個確認	刻印部分を分割、春日町公園へ移設保存	(6) ⑫
9	1999. 4~5	六麓荘町 24番地3 (原田邸) 森岡秀人・竹村忠洋	56 集 ⊖	刻印石は長径4mの自然石、一石に2刻印、採掘坑なし	56は刻印部分を分割 前面道路沿へ移設保存	(8) ⑫
10	1999. 10~11	六麓荘町 83番地 (芦屋学園) 竹村忠洋・古川久雄	8 ↗ 54 ④ 55 ↗ 58 ④ 59 □ 60 ↗ 61 cm	55.5mの採掘坑を二か所検出、保存状態極めて良好、その他関係石材多數	刻印石は8・55・59~61を現地地下保存、54・58は石垣に移設保存。関係石材も一部石垣転用	(7) ⑫
11	2001. 4~6	六麓荘町 74番地1・4 (国光邸) 森岡秀人・古川久雄	19 回口 ⊖ 62 △	19は矢穴石、62は端石。近世末~近代の石材採掘坑検出	19は現状保存 62は移設現地保存	(9) ⑩ 本報告

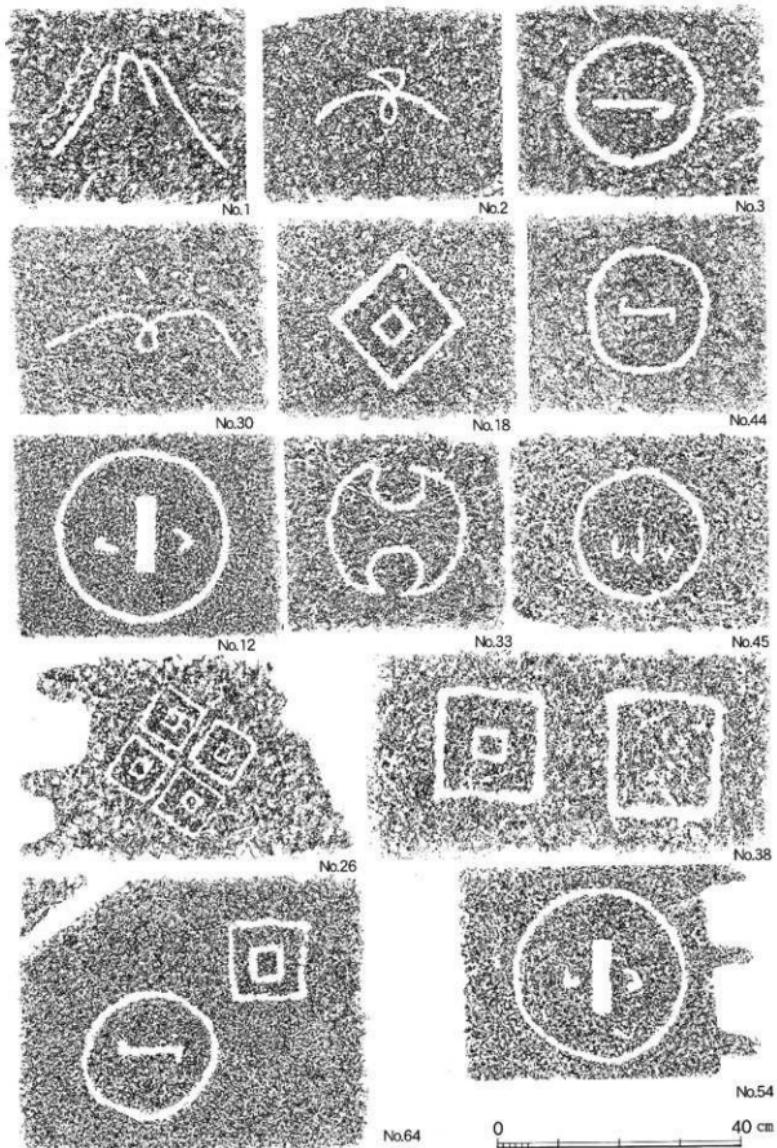
「伊木三十郎」刻印は集と省略

(参考文献は本文末の文献一覧参照)

そのほかにも岩ヶ平刻印群にみられる刻印の種類は多様で、多数の藩が採石に入っている様子が窺える。若狭小浜藩京極家回印・出雲松江藩堀尾家○・因伯鳥取藩池田家集・門・肥前唐津藩寺沢家一・肥後熊本藩加藤家◎等で、その分布状況を細かく検討して採石領域を推定することも可能となってきた。

その詳細については別の機会にゆずることとし、ここでは最新の刻印石一覧表と分布図、若干の刻印拓本と写真を掲げるにとどめておきたい。

(古川久雄)



第5図 岩ヶ平刻印群 刻印拓影(1) (1/8)



写真1 岩ヶ平No.2 一



写真2 岩ヶ平No.27 ☆口



写真3 岩ヶ平No.26 圖 若狭小浜藩京極家



写真4 岩ヶ平No.33 ◎△ 出雲松江藩堀尾家

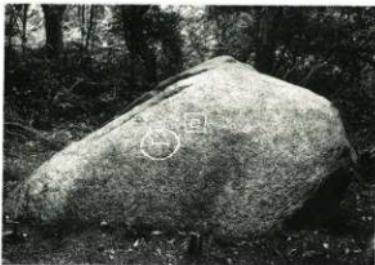


写真5 岩ヶ平No.64 □○ 若狭小浜藩京極家  
因伯鳥取藩池田家



写真6 岩ヶ平No.54・58 ① 若狭小浜藩京極家  
No.55 一



写真7 岩ヶ平No.21 ○ 肥後熊本藩加藤家



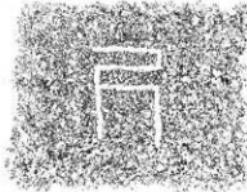
写真8 岩ヶ平No.20 二□ 肥前唐津藩寺沢家



No.35



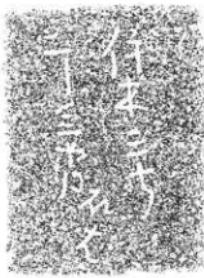
No.37a



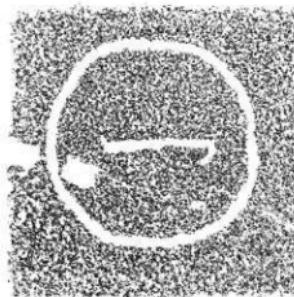
No.37b



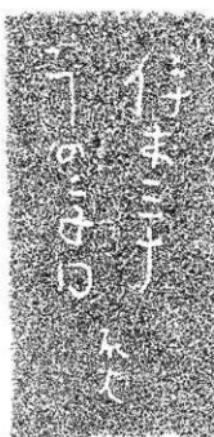
No.65



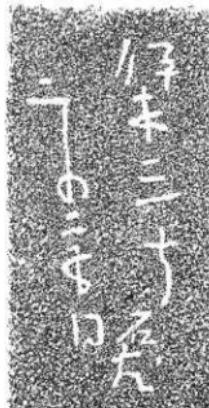
No.39



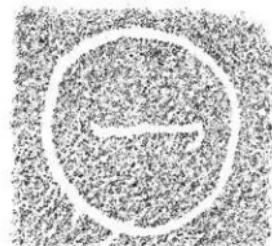
No.56b



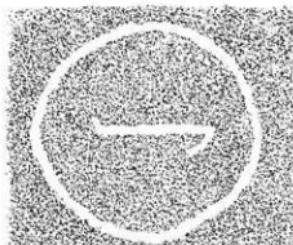
No.67



No.46



No.11



No.10

0 40cm

第6図 岩ヶ平刻印群 刻印拓影(2) (1/8)



写真9 岩ヶ平No.37 木 因伯鳥取藩池田家



写真10 岩ヶ平No.35 木 因伯鳥取藩池田家



写真11 岩ヶ平No.39 木 因伯鳥取藩池田家

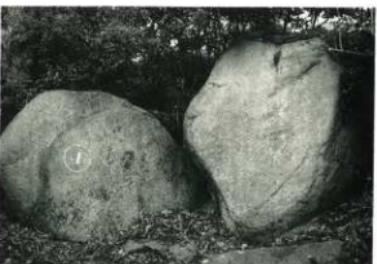


写真12 岩ヶ平No.12 ① 木 若狭小浜藩京極家  
No.46 伊 因伯鳥取藩池田家



写真13 岩ヶ平No.36 木 因伯鳥取藩池田家



写真14 岩ヶ平No.56 木 ② 因伯鳥取藩池田家

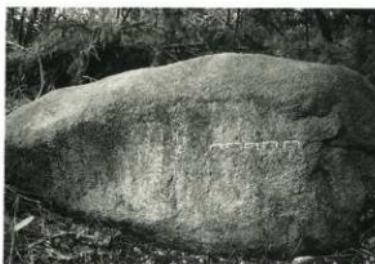


写真15 岩ヶ平No.67 木 因伯鳥取藩池田家



写真16 岩ヶ平No.44 木 因伯鳥取藩池田家

## IV. 調査成果

### 1. 調査の方法と経過

**調査着手前の状況** 当該地では、従前岩ヶ平刻印群№19とされる刻印石（第1表参照）の存在が知られていた。これは宅地開発以前の昭和40年代末頃、芦の芽グループの藤川祐作氏によって確認されており、その後昭和54年に現存の建物が建設された際は、ほとんど原状を変えずに庭園内に保存してきた。

敷地は16m×38.5mの略長方形で、東北東—西南西方向に細長い敷地をもつ。北西・北東側は宅地、南西側は公道、南東側は手付かずの山林である。

現存の家屋は、大きく地形を変えずに建てられたコンテナハウス状の簡易建築で、南側に木製の板床を張ったテラスを設置し、その西に接して家屋から続く木造の望楼を付設する。この望楼は撮影台として使用可能なため現状のまま残し、テラスは撤去してその下を発掘対象とした。

刻印石（岩ヶ平№19）は建物の西側に露出する長径4m程度の大石で、上面南よりに矢穴列があり、矢穴列にかかる□の刻印が確認されていた。ところが、今回の調査に先立つ確認調査で□ではなく回であることがわかり、また新たに西側の側面南よりに○の刻印が確認された。加えて調査に入ってから、最初に確認された回の横、矢穴下取り線にかかる小さな口の刻印が存在することも判明し、合計3個の刻印が刻まれていることがわかった。さらに調査開始後、階段の南側石垣にはめ込まれた割石の背面埋没部分から△の刻印を検出した（岩ヶ平№62）。

**調査区の設定と調査方法** 同敷地内には、この2個の刻印石以外に矢穴石・割石等はみられなかった。しかしながら、一方では石材採掘坑の存在が充分予想されたため、原則として建築基礎工事の影響を受ける部分については全面発掘する必要があるが、現存建物を撤去するために必然的に周辺の現状変更を伴うため、とりあえず建物を残したまま他の部分の調査を進め、その結果の遺構検出状況次第で建物撤去後の調査を考えることとした。

調査の内容としては、①発掘前の現状地形測量調査、②石材採掘坑の検出を目的とした発掘調査、③刻印石の現状記録調査（平面・立面の実測と刻印部分の採拓）を三本柱として計画を立てた。

現地は、面積自体は627m<sup>2</sup>と宅地として狭くはないが、旧家屋の存在や現状のまま樹木を残す部分のある事に加えて高低差5mの斜面地を占め、西側に芦屋学園女子短大・芦屋大学等の学校がある点などに配慮して、パワーショベル・クレーンの重機類のみならずベルトコンベアも使用することができなかつた。したがって②についてはすべて手作業の発掘となるため、その点も考慮に入れて当初予定約140m<sup>2</sup>の発掘区を設定した。

発掘区は、建物から南にのびる望楼の基礎を境として、その東側の東向き緩斜面（現存建物南

側)をⅠ区、西側の西向き斜面をⅡ区、建物西側の刻印石周辺をⅢ区とし、Ⅰ区より発掘を始めるとした。残土についてはすべて現場処理とし、Ⅰ区の残土はⅠ区東側、Ⅱ・Ⅲ区の残土は発掘終了後のⅠ区調査区内をあてた。

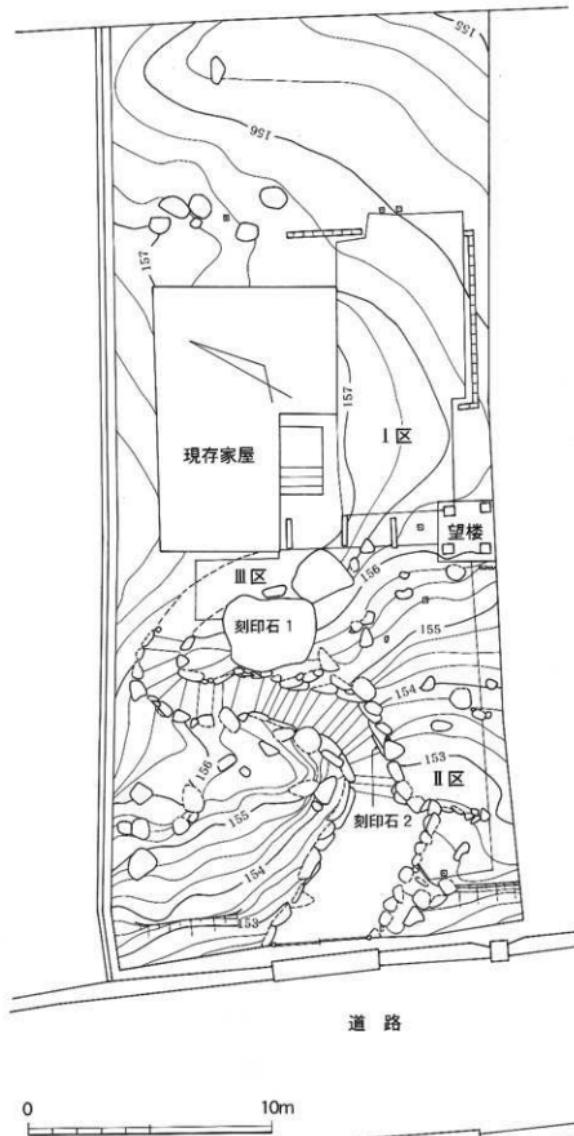
**調査の経過** 調査は、平成13年4月16日に開始し、木造テラスとコンクリートブロック基礎の撤去、調査区周辺を清掃の後、調査前の全景撮影を行った。17日より地形測量とⅠ区の発掘を始め、Ⅰ区では特に遺構の検出はなかったものの、Ⅱ区で近世末から近代のものと推定される石材探査坑2基を検出した。5月18日で発掘を終了し、29日には土層断面と遺構の実測も終えて現地作業を完了し、30日に三条南町の仮設事務所へ移動した。

仮設事務所では、各種図面の合成・整図、写真整理、原稿執筆等を行い、6月22日にしての作業を終了した。

以下、調査日誌抄録を掲げて簡単に経過を振り返っておく。

#### 調査日誌抄

- 4月16日(月) 本日より調査開始。調査器財搬入。木造テラス解体、ブロック基礎撤去。調査地内清掃。  
17日(火) 発掘前全景撮影、刻印石撮影。測量基準杭設置。Ⅰ区の発掘開始。  
18日(水)～23日(月) 地形測量(1/100)。Ⅰ区発掘続行。表土直下に厚い盛土のあることが判明。旧表土面で全景撮影を行う。  
24日(火)～26日(木) 地形測量続行。Ⅰ区発掘は地山面を検出して全景撮影。Ⅱ区の発掘開始。  
27日(金)～1日(火) 地形測量続行。Ⅰ区は北壁沿いに深掘トレンチを設定、土層断面図を作成して発掘を終了。Ⅱ区は発掘続行。やはり盛土が厚い。  
5月2日(水)～9日(水) 刻印石1の平面実測。Ⅱ区発掘続行。盛土は1mから厚いところで1.3mあり、その下の旧表土面をほぼ露呈。旧表土面に不自然な痛みがあり、ハツリに伴う小割石を多數検出したため、石材探査坑の存在が推定された。また、Ⅱ区北側の階段横石垣中の割石より刻印を検出(刻印石2)。  
10日(木)～11日(金) Ⅱ区南北壁の上半を断面実測の後旧表土面まで除去。壁以外は地山面検出。地山面にも小割石多数出土。石材探査坑は2基あることが判明したが、徳川大坂城関係のものではなく近世末から近代に属するものと思われる。Ⅲ区を発掘開始。  
14日(月)～15日(火) Ⅱ区石材探査坑全景撮影。断面実測の後壁下半も除去。再度全景撮影。刻印石1の刻印a採拓。Ⅰ区東側地形実測。  
16日(水)～18日(金) Ⅱ区西端部発掘。調査区西端は急傾斜で土層が下降し、地山は検出できない。Ⅱ区石材探査坑周辺平面実測(1/20)。南壁土層断面実測(1/20)。Ⅲ区はほぼ地山面露呈。刻印石1の探査坑は無いもよう。刻印石1刻印bと刻印石2の採拓。発掘作業は18日で終了。  
21日(月) Ⅱ区・Ⅲ区平面実測。刻印石1立面実測のため割り付け。  
22日(火)～23日(水) 雨のため現地作業中止。資料整理。  
24日(木)～25日(金) Ⅲ区平面実測。Ⅱ区・Ⅲ区地山面地形実測(1/100)。  
28日(月)～29日(火) Ⅱ区石材探査坑と刻印石1の断面実測(1/20)。刻印石1の立面実測(1/20)も行う。各実測図の点検。29日をもって現地作業を一応終了。  
30日(水) 三条南町の仮設事務所へ引っ越し。  
31日(木)～5日(火) 各種図面の点検、合成製図。写真整理。出土小割石片撮影。  
6月6日(水)～22日(金) 報告書用図面製図。写真選定・焼付。原稿執筆。



第7図 調査前地形実測図 (1/200)

## 2. 地形測量調査の結果

調査地は、南北約 16 m、東西約 38.5 m で、東西に長い長方形を呈し、敷地面積は約 627 m<sup>2</sup>を測る。最高所の標高 157 m 付近に現存家屋と望楼があり、その東側は緩やかな傾斜で東へ下る斜面、西側は西面道路に向かって高低差 5 m の急斜面となっている。芦屋市発行の都市計画図（1/2500）を見ると、調査地を含む南北約 300 m にわたって伸びる尾根筋の存在が指摘でき、当該地はその頂部緩斜面と西側急斜面の一画を占めていることがわかる。

地形測量の結果、この旧地形を大きく損なうことなく現存家屋が建てられていることがわかったが、明瞭な石材採掘坑等の遺構は判明しなかった。また、刻印石・矢穴石等の徳川大坂城関係石材も後に述べる刻印石 1・2 以外はみられなかった。

## 3. 発掘調査の結果

発掘調査は、建築基礎掘削予定範囲のうち現存建物部分を除き、約 140 m<sup>2</sup>を対象として実施した。発掘区は、建物の南側をⅠ区、その西側の西向き斜面部分をⅡ区、建物西側の刻印石周辺をⅢ区とし、Ⅰ区より調査を開始した。

### ① Ⅰ区

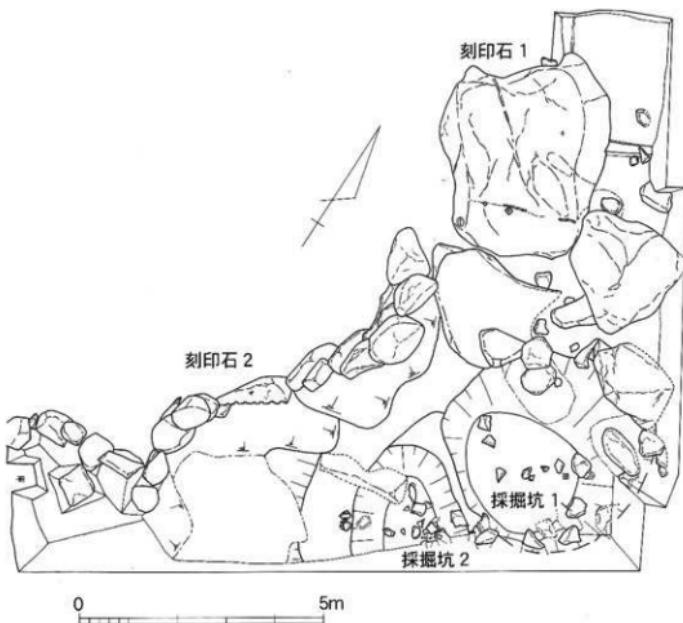
Ⅰ区は、現存家屋の南側に付設された木造テラスを撤去したうえで、その下に発掘区を設定した。現状は南ないし南東へ緩やかに下る斜面である。調査区の形状は、テラスから望楼へ登る階段と庭園付属の水道設備を残したことで若干不整形となったが、東西 11 m、南北 5.3 m のほぼ長方形で、掘削面積は約 58 m<sup>2</sup>を測る。

発掘を進めると、ほぼ全面に地山層類似の極めて締まりの強い黄褐色混礫土層の盛土が覆っており、その下から旧表土が現れた。この盛土層は、厚い所で約 50 cm 程度あり、北壁断面の観察では上下二層に分かれる。上層盛土は、下層盛土を部分的に掘削して現存建物の基礎を据えた後の整地土とみられ、下層盛土が現存建物の建設（昭和 54 年）に先立つものであることは明らかである。おそらく、北隣の民家建設に伴う排土が盛られたものであろう。

旧表土の下は、東半部で厚さ 20 cm 程の黄褐色土の間層を挟むが、西部では直接地山となる。地山は、大小の花崗岩礫を多量に含む黄茶褐色で、礫の大きさや量が場所によって変化があるものの、六麓荘町特有の段丘礫層である。この地山面は、特に際立った凹凸もなく、明瞭な遺構は検出されなかった。

### ② Ⅱ区

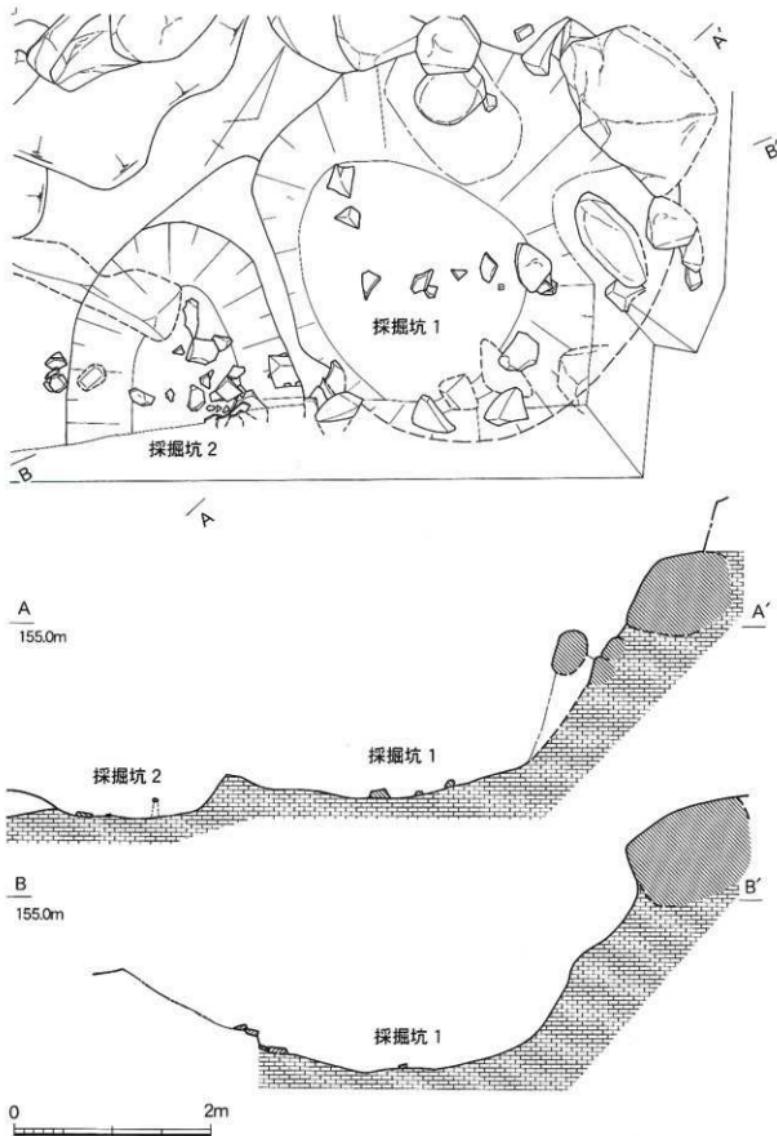
Ⅱ区は西に向かうかなりの急斜面であるが、ここでもほぼ全面に盛土があり、厚い所では盛土が 130 cm にも達した。この盛土を除去すると、旧表土の下に若干の間層を挟んで隣り合う明瞭な地山の崖みが二か所検出された。地山直上層と付近の旧表土には多量の花崗岩小剥片や小割石が含まれており、少數ながら長さ・深さとも 3 cm 程度の矢穴をもつ割石も認められた。こ



第8図 II区・III区完堀平面実測図 (1/100)

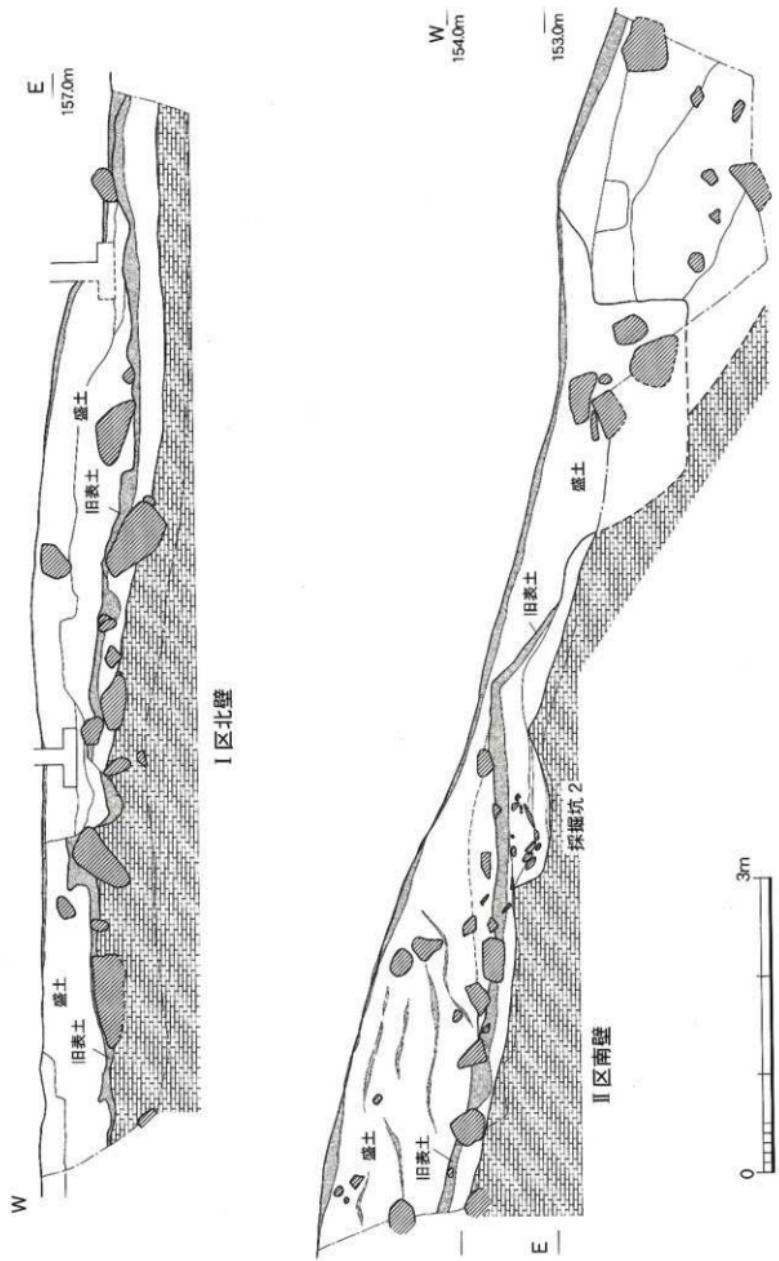
の状況から、これらの地山の窪みは共に近世後期から近代初期の採石にともなう遺構（石材採掘坑）であることが明らかである。

二つの採石遺構のうち北東側の採掘坑1は、長径4m、斜面上方にあたる東肩からの深さ2.5m、下方西肩からの深さ40cmを測る。したがって、少なくとも直径2~2.5m程度の花崗岩塊を掘り出し、現地で粗割り加工まで行って搬出したものと思われる。その西側に接して検出した採掘坑2は、直径3m程度、深さ50cm程で、採掘坑1よりもやや小さく深い。遺構底面の形状や小割石が多数残る状況は採掘坑1と同じで、性格はほぼ等しいものと考えてよい。ただ、調査区南壁の土層断面観察から、採掘坑2の埋土を切り込んで採掘坑1が掘られているようで、その前後関係は採掘坑2→採掘坑1と判断されるが、時間的に大きく隔たっているとは思えない。おそらく、相前後して二つの採石が行われたのである。

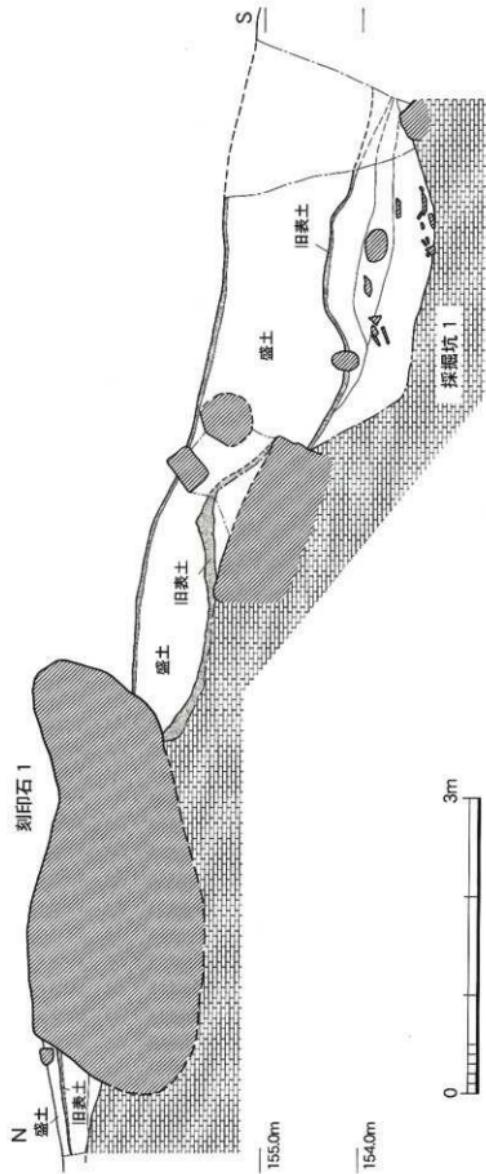


第9図 石材採掘坑1・2 平面断面実測図 (1/50)

第10図 I区北壁・II区南壁 土層断面実測図 (1/50)



第11圖 刻印石1・石材探査坑1 南北断面実測図 (1/50)



### ③ Ⅲ区

Ⅲ区は、次項に述べる刻印石1に伴う近世初期の採掘坑が検出される可能性を考えて、その周囲に設定した。ただし、現存建物の進入路である石段の設置に伴う付属石垣の掘り方が、刻印石1の西側ぎりぎりの地山を削り込んでおり、刻印石南側でも現表土直下に地山が現れていた。それらの観察により、調査初期の段階からこの刻印石の下部が地山の中に食い込んでいる事が明らかで、石材自体がまったく移動していない事は容易に判断された。しかし一方では、石材上面に矢穴列が有り採石意図があったことは疑いないため、斜面上方にあたる東側で採掘坑の検出される可能性は充分考えられた。

そのような予測の下、石段に続く石疊を除去して下部を発掘したところ、刻印石に向かって旧表土・地山とも緩やかな傾斜をもって下がっている状況が観察された。しかしながら、明確な掘削にともなう肩は存在せず、雨水等による自然の流水が刻印石に沿って流れたため地山が削除された結果であろうと考えられる。よって、刻印石1の採石に伴う採掘坑は検出されなかった。

### 3. 刻印石記録調査

刻印石は調査地内で二石が確認され、それぞれ現状記録調査を実施した。調査内容は平面・断面・立面の実測図作成と刻印部分の探査を中心とし、適宜詳細な現状観察を行った。

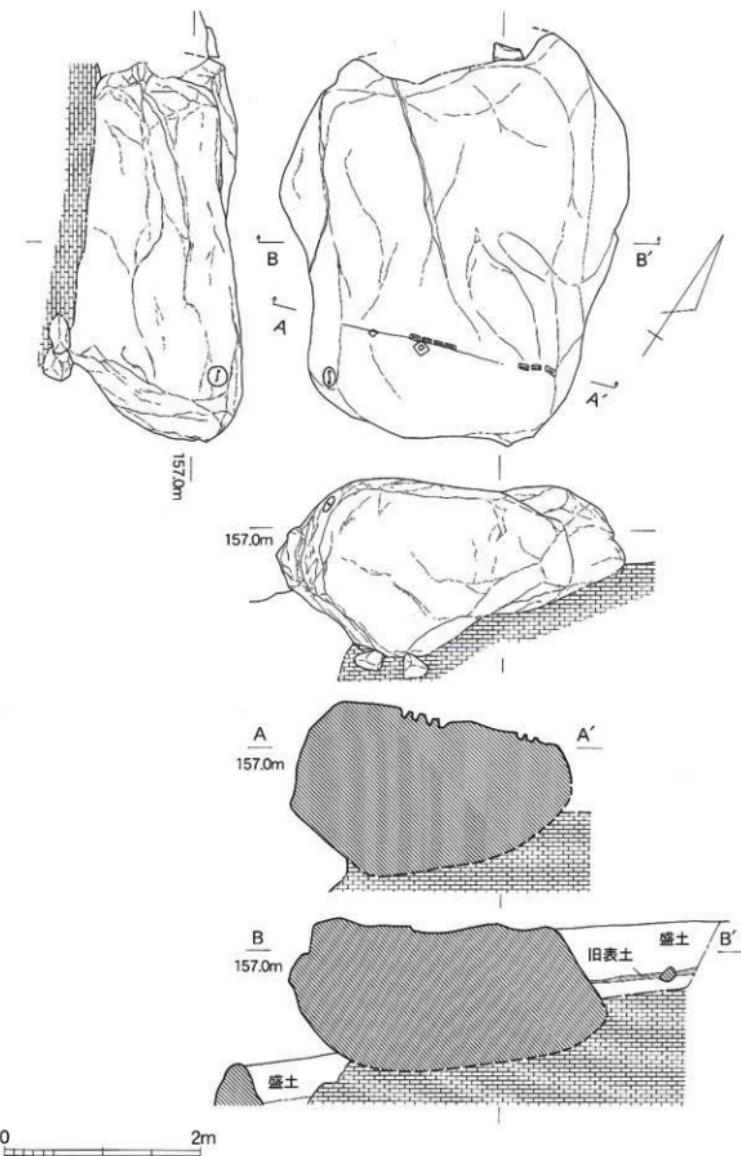
#### ① 刻印石1（岩ヶ平刻印群No 19）

刻印石1は、岩ヶ平刻印群No 19として以前よりその存在が知られていた。これは昭和40年代末頃、芦の芽グループの藤川祐作氏によって確認されたもので、昭和54年に現存家屋が建設された際も、ほとんど原状を変えずに庭園内に保存されてきた。

刻印石は現存家屋の西側に露出する長径4m、厚さ2m以上の大石で、上面南よりに矢穴列があり、矢穴列にかかって從前□の刻印が確認されていた。ところが今回の調査に先立つ確認調査で、□ではなく回であることが判明し（a）、また新たに西側側面南よりに⊖の刻印が確認された（b）。加えて調査に入ってから、最初に確認された回の横、矢穴下取り線にかかって小さな口の刻印が存在することも判明し（c）、回・⊖・口の合計3個の刻印が刻まれていることがわかった。

刻印aは、外側に一辺13cm、内側には一辺2cmの正方形を重ねた二重四角で、右下部分が矢穴の影り込みに伴って削り取られている。この刻印は、従前の大阪城刻印調査の成果によれば、若狭小浜藩京極家の家紋を簡略化した刻印と考えられ、近辺では、岩ヶ平刻印群に属する西宮市苦楽園五番町に集中分布が知られ、No.7・14・15・18・38の5例が確認されている。さらに、今回の調査終了後、南隣の山林（六龍荘町74番地2・3、72番地）で、同種の刻印を3個（No.63・64・69）検出した。

そのすぐ横にある刻印cは、一辺2.5cmの小さな正方形で、これも右下が矢穴の下取り線に



第12図 刻印石1実測図 (1/50)

重なっている。この種の小さな正方形刻印は、従前知見になかったが、平成5年に六麓荘町94番地で実施された、岩ヶ平刻印群における最初の採石場発掘調査（岩ヶ平刻印群第6次調査）で、7号石材の埋没部分から検出された刻印（岩ヶ平№50）が同種の小四角形であった。これも小浜藩京極家関係の刻印と考えられる。

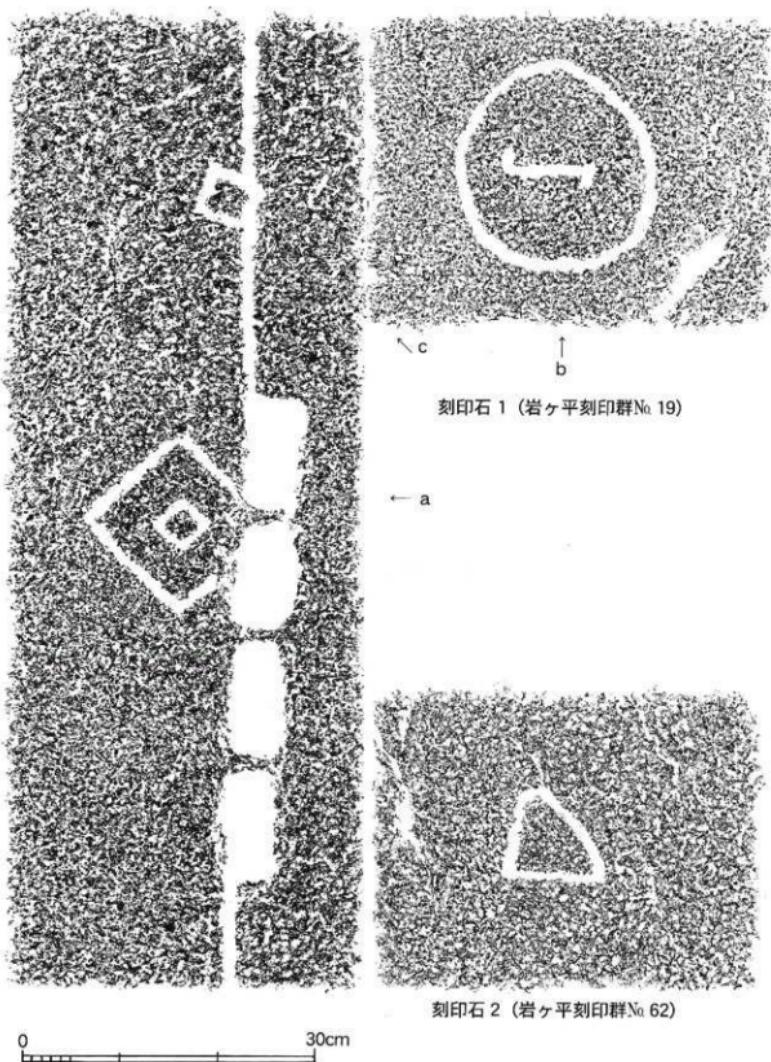
西側側面の刻印cは、やや不整形な直径20cmの円形の中に、両端を鉤形に曲げた一本線を入れたもので、俗に「丸にカギ」「丸にS字」等と呼ばれる刻印である。従来の調査で、鳥取藩池田家関係の刻印とされており、岩ヶ平刻印群では№44・47・52の3例が知られている。また同じ構図で直径30数cmに達する大きなものも、№9・10・11・56の4例がある。

このように、刻印石1（岩ヶ平№19）には上面に若狭小浜藩京極家関係の刻印、西側側面に因伯鳥取藩池田家関係の刻印が刻まれており、同一石に複数藩刻印が見られるという珍しい例であることがわかった。第V章で少しふれるが、本調査地の立地する尾根筋に、小浜藩京極家と鳥取藩池田家の採石領域境界があり、この刻印石はその境界の存在を示しているのであろう。

#### ② 刻印石2（岩ヶ平刻印群№62）

刻印石2は、現存家屋に向かう石段の登り口右側の石垣に転用された石材で、当初より矢穴と割面が露出していた。長さ1.7mで鋭利な角をもつその形状から、調整石もしくは調整石を取った残りの端石ではないかと思われたため、上にのる石垣材を除去して背面を観察したところ、△の刻印を検出した。一見三角形にみえるが、上辺がごく短い不整形な台形状を呈し、下辺長9.5cm、高さ8.5cmを測る。単純な刻印で類例もなく、所属藩は明らかにし得ない。

（古川久雄）



刻印石 1 (岩ヶ平刻印群No. 19)

第 13 図 刻印拓影 (1/5)